

説 明 書

堰堤改良工事に係る入札参加希望者の公募については、公告、関係法令に定めるもののほか、この説明書により取り扱うものとする。

1 工事の概要

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| (1)工 事 名 | 山堰改(改)第7号の1 山財ダム 堰堤改良工事 |
| (2)工 事 内 容 | 本工事は、山財ダム管理設備のうちエレベータの修繕を行うものである。 |
| (3)工事の詳細な説明 | 山財ダム 堰堤改良工事特記仕様書による。 |
| (4)履 行 期 間 | 工事請負契約の成立の日の翌日から令和8年3月25日まで |

2 入札に参加する者に必要な資格

愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告示第607号)第4条第1項の規定により建設工事入札参加資格審査申請書を提出している者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。)
- (2) 入札参加申請書の受付初日から開札までの期間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱(昭和63年8月1日制定)に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (4) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること(共同企業体の場合は、入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。)
- (5) 建設業の許可業種「機械器具設置工事業」について、「一般建設業」又は「特定建設業」の許可(一般建設業の場合は、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項第1号に掲げる者、特定建設業の場合は、同項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。以下同じ。)を受けている者であること。
- (6) 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(その審査基準日が開札日から起算して過去1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。)を受けた者であること。
- (7) 建設業者格付け事務取扱要領(平成11年4月1日制定)第5条の規定による建設業者格付け結果通知(開札日において効力を有する直近の格付けに係るもの。)の格付け業種「機械器具設置工事」について、格付け等級が「B等級」以上の者であること。
- (8) 前年度又は前々年度に完成した愛媛県総務部(財産活用推進課に限る。)、農林水産部

及び土木部発注の格付け業種に係る工事成績評定点（完成検査後に修正があった工事については、修正後の工事成績評定点とする。以下同じ。）の前年度の平均点数又は前々年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

- (9) 開札日から起算して過去15年間に、国又は地方公共団体が発注した工事のうち、機械器具設置工（エレベータ設備の設置、改修又は修繕）の施工実績を有する者であること。
- (10) (9)に規定する工事については、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（コリンズ）に登録されたもののうち、工事が完成して引渡し完了した1件工事であること（工事の一部が完成して引渡し完了している場合は、当該工事の発注者が発行する証明書によることができる。）。

なお、当該工事が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県総務部（財産活用推進課に限る。）、農林水産部及び土木部発注の格付け業種に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

- (11) 次の要件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を専任（法第26条第3項の規定に基づき、請負予定金額が4,500万円未満の場合は技術者の専任及びウに掲げる要件は不要とする。以下同じ。）で配置することができる者であること。ただし、法第26条第3項第1号又は第2号に規定する監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、専任での配置を要しない。

ア 「機械器具設置工事業」に関して法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者であること。

イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（機械器具設置工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習終了証（監理技術者資格証の裏面に講習修了履歴が貼り付けられている者は不要）を有する者であること。

ウ 開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

- (12) 次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適用されない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

- (13) 入札に参加する者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が次に掲げる者でないこと。

ア 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に係る以下の者でないこと。

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

- (14) 愛媛県電子入札システムに利用者登録を完了している者であること。

3 応募した者の中から入札参加者を選定するための項目

入札参加者は、入札参加申請書提出者の中から、基本事項の確認、施工実績並びに配置予

定監理（主任）技術者（以下「配置予定技術者」という。）の資格を勘案し選定するものとする。

4 入札参加申請書の提出等

入札参加希望者は、次により入札参加申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(1) 入札参加希望者の要件

入札参加申請書を提出することができる者は、入札参加申請書を提出する時において、2に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(2) 入札参加申請書の受付期間並びに提出の場所及び方法

ア 受付期間

令和7年7月15日(火)から7月17日(木)までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県宇和島市天神町7番1号

愛媛県南予地方局出納室

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるもののうち配達記録が残るもので、アの期間内にイに掲げる場所に届いたものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による書面は受け付けない。

(3) 入札参加希望者は、入札参加申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 入札参加資格確認資料（基本事項）（（様式第2号）その1）

イ 入札参加資格確認資料（施工実績）（（様式第2号）その2）

ウ 入札参加資格確認資料（配置予定監理（主任）技術者の資格）（（様式第2号）その3）

エ その他必要な書類

① 直近の経営事項審査の結果通知書の写し

② 施工実績（共同企業体受注の場合は出資比率が20%以上のものに限る。ただし、分担施工である乙型共同企業体として受注した場合は、出資比率に関わらず、構成員として施工を行った分担工事に係る施工実績に限る。）を証する書類については、上記2の(9)及び次に掲げるものであって、③の内容を確認できるものとする。

- ・ 請負代金額が2,500万円以上の公共工事については、（一財）日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）の登録内容確認書（竣工登録されたものに限る。）又は竣工時工事カルテの写し（工事の一部が完成して引渡し完了している場合は、当該工事の発注者が発行する証明書によることことができる。）

- ・ 請負代金額が2,500万円未満の公共工事（請負代金額が500万円以上のものに限る。）については、コリンズの登録内容確認書（受注登録のみされたものも認める。）又は受注登録の工事カルテの写し

③ 施工実績を証する書類は、工事名、発注者名、工事場所、契約金額、工期、受注形態（共同企業体受注の場合は出資比率を含む。）、工事概要等を証明できるものであること。なお、当該公告において求める施工実績を上記の登録内容確認書又は工事カルテにより十分に確認できない場合は、設計書、図面等の工事内容を確認できる資料

を併せて提出すること。

④ 配置予定技術者の資格等を証する書類

配置予定技術者の資格等を証する書類は、上記2の(1)ア又はイに掲げる免許等（建設業法第27条に基づき国土交通大臣が行う技術検定の合格証明書については、国土交通大臣が交付する合格証明書の受領までの期間は指定試験機関が通知する合格通知書で代えることができる。）の写し、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証、健康保険被保険者証の写し等（3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を証する書類を含む。）を提出すること。

建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を配置する場合は、監理技術者補佐についても、その資格等を証する書類として、次の書類を提出すること。

- ① 「機械器具設置工事業」に関して、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ、又は同法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者であることを証する免許等の写し
- ② 建設業法第27条第1項の規定に基づく1級の技術検定のうち、「機械器具設置工事業」に対応する検定種目の第1次検定に係る合格証明書等の写し（同法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者にあつては、不要）
- ③ 監理技術者資格者証の写し等の3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を証する書類
- ⑤ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者は、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し
- ⑥ 社会保険等の届出の義務に関する書類については、直近の総合評定値通知書の写し。ただし、総合評定値通知書において、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の加入状況が「無」となっているが、その後、当該社会保険等に加入又は適用除外となった場合は、当該事実を証する次のいずれかの書類の写し等。

（健康保険及び厚生年金保険）

- ・ 社会保険料納入証明書
- ・ 保険料納付領収証書

（雇用保険）

- ・ 雇用保険料納入証明書
- ・ 労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書

また、届出の義務を有しない者であつて、上記書類を提出することができない場合は、誓約書（入札参加資格確認資料（様式第2号）その1-2）

(4) その他

- ア 入札参加申請書の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された入札参加申請書は、返却しない。
- ウ 提出された入札参加申請書は、入札参加者の選定以外に無断で使用しない。

5 入札参加者選定後の指名通知日

入札参加者として選定した業者に対して、申請書等の提出期限の日の翌日から起算して30日（休日を含まない。）以内に指名通知を行い、入札参加者として選定されなかった業者に対しては、書面により通知を行う。

6 指名されなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加申請書を提出した者のうち指名しなかった者（以下「非指名者」という。）に対して、指名しなかった旨を受領期限の日から概ね21日以内に書面により通知する。
- (2) 非指名者は、非指名の通知の日の翌日から起算して5日以内に書面により指名されなかった理由の説明を求めることができる。
なお、書面は、上記4の(2)イに持参又は郵送等により提出すること。電送による書面は受け付けない。
- (3) 説明は、理由の説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、3に掲げる事前確認の結果、規則第137条の規定に該当すると認められた者については、入札保証金の納付を免除する。
- (2) 契約に際しては、請負代金額の10分の1（低入札価格調査に係る契約にあつては、請負代金額の10分の3）以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債又は金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

8 その他

- (1) 仕様書等の貸与、閲覧に供する場所
愛媛県南予地方局山財ダム管理事務所管理課
電話番号 (0895) 32-4020
- (2) 入札についての問い合わせ先
愛媛県南予地方局出納室
電話番号 (0895) 28-6149